

森林の所有者届出制度が 4月からはじまります

森林法の改正で、4月から、個人・法人に関係なく、売買や相続などにより森林の土地を新たに取得した方は、その面積に関わらず、土地の所在地の市町村長への届け出が義務付けられました。取得された方は、お忘れのないように届け出をしてください。

■注意事項

- この場合の「森林」とは都道府県が作成する地域森林計画対象の森林で、登記上の地目によらず、取得した土地が森林の状態になっている場合は、届け出の対象となる可能性があります。
- 届け出を出さない、または虚偽の届け出をした場合には、10万円以下の過料が課されることがあります。

■届け出期間

土地の所有者になった日から90日以内

■届け出先

- 市庁舎本館林業課 林政係
TEL0897-52-1504
- 各総合支所農林水産課
林政係
林政係(東予)
農林水産係(丹原・小松)

日常生活用具を給付します

身体障害者手帳の交付を受けた方に対して、日常生活の利便性向上のため、日常生活用品を給付します。

■日常生活用具の種類

- 肢体不自由
特殊寝台、特殊マット、移動用リフト、入浴介助用具など
- 視覚障害
盲人用体温計・盲人用体重計など
- 聴覚障害
聴覚障害者用通信装置、聴覚障害者用屋内信号装置
- 膀胱・直腸機能障害
ストマ用器具(蓄便袋、蓄尿袋)
- 呼吸機能障害
たん吸引器など

■自己負担

原則、1割負担。
ただし、世帯の所得状況に応じて負担上限額が決まります。

■注意事項

日常生活用具は、障害の種類、程度や家族構成等で給付要件が決まり、障害の状況で希望された用具と異なる場合があります。

■申請先

- 市庁舎別館社会福祉課
障害者福祉係
TEL0897-52-1214
- 各総合支所市民福祉課
福祉係(東予)
市民福祉係(丹原・小松)

精神疾患での通院医療費の一部を公費で負担します

自立支援医療(精神通院医療)制度の支給認定を受けると県指定医療機関での通院費の自己負担額が原則1割となります。
ただし世帯の所得状況に応じて負担上限額を定めます。

■対象者

統合失調症、うつ病、てんかん等で継続的に通院している方

■指定医療機関の確認や申請方法について

各医療機関や市の担当部署に問い合わせてください。

■申請先

- 市庁舎別館社会福祉課
障害者福祉係
TEL0897-52-1214
- 各総合支所市民福祉課
福祉係(東予)
市民福祉係(丹原・小松)

悪質業者にご注意ください

宅内排水設備の清掃を行う業者が営業のため個人宅を訪問しています。中には、市役所の依頼を受けているような紛らわしい説明をしたり高額な料金を請求したりするなど、悪質な業者も見受けられます。

宅内排水設備は個人管理が原則です。市が宅地内の排水設備の点検や清掃等を行ったり、業者を派遣・紹介したりすることはありません。

調査や点検に応じるときには、身分証明書の提示を求める等して、十分にご注意ください。

なお、不適正な点検や高額請求をする点検業者が、居直ったり、脅迫的な言動に出た時は、近くの警察署に通報してください。

通常の使用で排水管が詰まることはありませんが、故障等が生じたときには、市の指定工事店に相談されることをお勧めします。

■問合せ

- 市庁舎本館下水道業務課 下水道業務係
TEL0897-52-1224
- 東予総合支所建設管理課 上下水道係

下水道への接続をお急ぎください

平成21年に公共下水道が供用を開始した区域の方は、平成24年3月末で3年が経過します。

下水道の供用開始後は、3年以内に水洗便所に改造して下水道へ接続しなければなりません。

水洗便所への改造および下水道への接続工事をされている方は、市の指定工事店で早急な工事をお願いします。

市が行っている水洗便所改造資金の融資あっせん制度も供用開始から3年以内の工事

が対象となりますので、希望される方は、早めに指定工事店へご相談ください。

指定工事店が分からない方は、担当課へお問い合わせください。

■問合せ

- 市庁舎本館下水道業務課
下水道業務係
TEL0897-52-1224
- 東予総合支所建設管理課
上下水道係



下水道マスコットキャラクター「スイスイ」